



### 適応指導教室「つつじ学級」・教育相談室からのお知らせ

#### 教育相談活動

不登校、いじめ、子育てなどの悩みや不安解消のために、4・5歳児、小・中学校の子ども、保護者、教職員からの相談を受けています。

#### ▼教育相談

とき 月曜日～金曜日

午前9時～午後5時（祝日、年末年始除く）

#### ▼専属カウンセラーの教育相談（要事前予約）

とき 毎月1～2回 午後1時～4時

※いずれも相談無料。秘密厳守。

#### 適応指導教室「つつじ学級」

さまざまな理由で登校することが困難な児童・生徒が一時的に通い、悩みの解決と学習を行うための、相談・教育活動を行います。

とき 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時

（夏季・冬季休業中にも開室日を設けます）



問い合わせ 適応指導教室「つつじ学級」・教育相談室（市交流センター2階） ☎ 25-6640 FAX 25-6641

### 夏季休業中の学校閉庁日（日直を置かない日）について

本年度も小・中学校において、8月12日（休）～13日（休）を、学校閉庁日（日直を置かない日）とします。緊急時の連絡は、学校教育課（東館3階）までお願いします。学校教育課から学校長に連絡を行います。



問い合わせ 学校教育課 ☎ 22-2273 FAX 22-2270

### 令和4年度 奨学金貸与事前申請の受け付け

来年度進学を予定している高校生が、安心して勉学に励むことができるよう、奨学金貸与申請の事前受付を行います。事前申請を希望する方は、手続きが必要です。審査により認められると、「吉野川市奨学生採用候補者」となります（進路決定後に、正式な貸与決定の申請手続きが必要です）。奨学金は無利子です。

**貸与要件** 経済的理由により進学が困難な方、向学意欲が旺盛な方、市内に2年以上住所を有する方の子（父・母ともにいない方は、本人が市内に住所を有すること）など。

**申込期間** 8月2日（月）～31日（火）

※必要書類は学校教育課（東館3階）または各支所（川島・山川・美郷）に備え付けています。その他詳しくは問い合わせください。

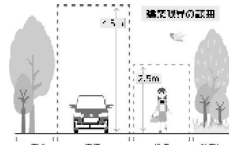
問い合わせ 学校教育課 ☎ 22-2273 FAX 22-2270

### 市道に張り出している樹木などの管理について

私有地から市道に張り出している樹木やその枝は、歩行者や通行車などの安全を阻害する恐れがあります。市では伐採することはできませんので、私有地の所有者、管理者において、適切に管理してください。

また、建設課では伐採した枝などの回収は行いませんので、もやせるごみとして、ごみ分別ガイドブックを参照の上、指定収集日に各地区のゴミ集積場へ搬出してください。

なお、自治会活動として伐採を実施する場合は、事前に建設課までご相談ください。



建設課 ☎ 22-2251 FAX 22-2239  
監理課 ☎ 22-2252 FAX 22-2239

### 国民健康保険「限度額適用等認定証」の更新

国民健康保険加入中の方で、窓口負担が限度額までとなる「限度額適用等認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月31日（出）までとなっていますので更新申請の手続きをしてください。

現在認定証をお持ちでない方も、該当要件を満たしていれば新規申請ができます。

**該当要件** 吉野川市国民健康保険に加入している、国民健康保険税の未納がない方

#### 申請先

国保年金課（本館1階）、各支所（川島・山川・美郷）

#### 申請に必要なもの

- ① 来庁される方の身元確認ができるもの
- ② 世帯主、該当被保険者の個人番号カード（個人番号がわかるもの）
- ③ 別世帯の方が手続きする場合は押印した委任状

問い合わせ 申請先 国保年金課 ☎ 22-2213 FAX 22-2243

### 重度心身障がい者等医療費受給者の方へ

～更新手続きはお済みですか？～

この手続きは、8月1日から継続して重度医療を受けるための大切な手続きです。更新手続きがまだお済みでない方は忘れずに申請してください。対象者には関係書類を送付しています。

**受付場所** 社会福祉課障がい福祉係（本館2階）、または各支所（川島・山川・美郷）

※受付場所へ来ることが困難な方は、郵送してください（6月に送付した個別通知に同封の返信用封筒をご利用ください）。

☆自動更新となる方☆  
後期高齢者医療保険証をお持ちで引き続き該当する方は更新手続きが不要です。8月からの受給者証は7月中に送付します。

問い合わせ 受け付け 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 22-2263 FAX 22-2260

### ごみ出し時のおねがい

#### ○水筒

中栓・キャップを取り外してから中身を空にして、水ですすいでから出してください。中栓・キャップがプラスチックの場合はもやせるごみに出してください。

#### ○石油ストーブ

必ず灯油を使い切ってから、灯油タンクを空にして出してください。また、乾電池は取り外してください。

#### ○掃除機

掃除機のホースは取り外して、もやせるごみに出してください。掃除機本体はもやせないごみに出してください。

#### ○パソコン（ディスプレイ含む）

市では回収できないため、パソコンメーカー（倒産したメーカー・自作パソコンは一般社団法人パソコン3R推進協会）で回収・再資源化しています。または、お近くの家電量販店に問い合わせください。

#### ○プリンタ

インクカートリッジは取り外してから出してください。使用済みのインクカートリッジは家電量販店に備え付けの回収ボックスへ持って行くか、メーカーに問い合わせください。

#### ○スプレー缶・ガスボンベ等のエアゾール製品

必ず中身を使い切ってから、穴空け時の火災事故を防ぐため、穴は空けずに出してください。またプラスチック製のキャップやボタン（ノズル）が外れるものは取り外して、もやせるごみに出してください。

問い合わせ 運転管理センター ☎ 25-2111 FAX 25-2112

### 児童手当受給者の方へ

～「現況届」はお済みですか？～

児童手当を受給している方は、「現況届」を必ず提出する必要があります。提出がないと、6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、提出していない方は、早急に提出してください。

問い合わせ 子育て支援課 ☎ 22-2266 FAX 22-2245